

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年当時、A商業施設でB店を営業しており、当時、お得意さんであったC町（現在は、D市C区）E役場の職員に勧められたので、国民年金に加入した。

加入当初に、1年か2年分の保険料を一括して納めた記憶があり、その後は集金人若しくはC町E役場で夫婦二人分の保険料を3か月ごとに納付していたので、未納期間は無いはずであり、当時の年金記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を60歳到達時まですべて納付しており、申立人の妻も同様に保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付を集金人に行っていたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年10月ごろに夫婦連番で払い出されており、D市では、39年10月から集金人（国民年金推進員）制度を実施し、集金人は国民年金への加入及び保険料の徴収事務を行っていたことが確認でき、申立内容に不自然さはない。

さらに、申立人は加入当初に1年から2年分の国民年金保険料を一括して納付していたとしており、申立人と同時期に加入手続をした同じA商業施設に入居していた夫婦も過年度納付している上、同じく同一地域で国民年金手帳記号番号が払い出された他の被保険者の中にも、過年度保険料を納付している者が散見される。

加えて、申立人が妻と一緒に国民年金へ加入した契機や申立期間当時の保険

料の納付状況に関する記憶が具体的であるなど、申立人の供述内容は信憑性しんびょうせいが高い。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された39年10月時点では、時効により納付できない期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年当時、A商業施設でB店を営業しており、当時、お得意さんであったC町（現在は、D市C区）E役場の職員に勧められたので、国民年金に加入した。

加入当初に、1年か2年分の保険料を一括して納めた記憶があり、その後は集金人若しくはC町E役場で夫婦二人分の保険料を3か月ごとに納付していたので、未納期間は無いはずであり、当時の年金記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を60歳到達時まですべて納付しており、申立人の夫も同様に保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付を集金人に行っていたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年10月ごろに夫婦連番で払い出されており、D市では、39年10月から集金人（国民年金推進員）制度を実施し、集金人は国民年金への加入及び保険料の徴収事務を行っていたことが確認でき、申立内容に不自然さはない。

さらに、申立人は加入当初に1年から2年分の国民年金保険料を一括して納付していたとしており、申立人と同時期に加入手続をした同じA商業施設に入居していた夫婦も過年度納付している上、同じく同一地域で国民年金手帳記号番号が払い出された他の被保険者の中にも、過年度保険料を納付している者が散見される。

加えて、申立人が夫と一緒に国民年金へ加入した契機や申立期間当時の保険

料の納付状況に関する記憶が具体的であるなど、申立人の供述内容は信憑性しんびょうせいが高い。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された39年10月時点では、時効により納付できない期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から58年3月まで

私は、昭和56年、特例納付に関する報道を聞いた母親から勧められ、未納の国民年金保険料を20歳にさかのぼって、母親にまとめて納付してもらったこととした。国民年金の加入手続は、私に代わり母親がA市B区役所又は同市C区役所で行った上、その際に私の保険料を現金で一括納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和56年10月から58年3月までの期間について、オンライン記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）上、申立人の姉（長女）及び妹（三女）については、国民年金の加入手続後、その時点で納付が可能な保険料を、さかのぼって納付したものとされている。

また、申立人については、申立期間以後の国民年金保険料がすべて納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人、申立人の姉（長女）及び妹（三女）の供述が、姉妹の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人の母親が関与していたことで一致しており、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和58年12月に払い出されていることから、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を58年12月ごろに行い、その際20歳に^{そきゅう}遡及し資格取得されたものと考えられ、当該加入手続の時点では特例納付は行われていなかったため、特例納付による納付はできなかったものの、過年度保険料については納付可能であったことから、56年10月まで^{そきゅう}遡及して保険料を納付したも

のと推認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の母親は、申立期間当時、D社の代表取締役として、会社経営に携わっており、経済的にも申立人の保険料の納付が可能であったものと考えられる。

- 2 申立期間のうち、昭和45年9月から56年9月までの期間については、申立人は、「母親が、昭和56年に特例納付に関する報道を聞き、私に保険料の納付を勧め、私の国民年金の加入手続をした上、保険料を現金で一括納付してくれた。」と主張しているが、56年当時は特例納付の実施期間外であり、特例納付により未納保険料を納付することはできない（第3回特例納付：昭和53年7月1日から55年6月30日まで実施）。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は上述のとおり、昭和58年12月ごろと推認され、その時点では、既に申立期間の大半が時効により納付できない上、国民年金手帳記号番号払出管理簿検索システムにより検索調査したが、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人が、当該期間の国民年金の加入手続を行い保険料をまとめて納付してくれたとするその母親は既に他界しており、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月から58年3月まで
② 昭和59年3月
③ 昭和60年2月及び同年3月

私は、昭和59年3月ごろにA市B支所で国民年金の加入手続を行った時に、職員から「さかのぼって2年間の未納保険料を納付できる。」と言われたので、申立期間①及び②の保険料をまとめて現金納付した。また、申立期間③の保険料については、61年2月又は同年3月ごろに同支所で現金納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は「昭和59年3月ごろにA市B支所で現金でさかのぼってまとめて納付し、レシート形式の領収書を受け取った。」と供述しているが、A市から「昭和59年当時、B支所の窓口で申立期間①の国民年金の過年度保険料を収納することはなく、同支所内に当該保険料を収納できる金融機関も存在しなかった。また、本市が収納した国民年金の現年度保険料に係る領収書はレシート形式ではなかった。」との回答を得ていることから、申立人の供述とは一致しない。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、周辺の国民年金被保険者の加入状況調査等から昭和60年10月から61年3月までの間であることが推認できるところ、申立人が所持する「国民年金付加保険料納付申出書受理通知書」から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した61年2月1日に、「国民年金付加保険料申出書」が提出されたことが

確認できることから、その日に、申立人は国民年金の加入手続を行ったと認められ、その時点で、申立期間①の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、C事務センターは、「オンライン記録により、社会保険事務所（当時）は、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和 61 年 2 月 1 日の時点で、さかのぼって納付可能であった申立期間②及び③に係る国民年金保険料について、同年 3 月 17 日付けで過年度納付書（申立期間②及び③の 2 枚）を申立人に送付したが、その後同年 4 月 28 日付けで、その時点で未納であった申立期間②及び③のうち、数日で時効により納付できなくなる申立期間②を除き、申立期間③の国民年金保険料について、過年度納付書（1 枚）を申立人に送付した。」と回答していることから、申立人は、未納であった申立期間②の国民年金保険料について、時効により納付することはできなかったと推認される。

しかしながら、i) 申立期間③は 2 か月と短期間であること、ii) 申立期間③について、社会保険事務所は、申立人に昭和 61 年 4 月 28 日付けで過年度納付書を送付したことから、申立人は申立期間③の保険料をさかのぼって納付することが可能であったこと、iii) 申立人は、当該過年度納付書が送付された同時期に社会保険事務所が送付した「国民年金付加保険料納付申出書受理通知書」（昭和 61 年 4 月 25 日付け）を所持していることから、申立人は当該過年度納付書も受け取っていたと推認されること、iv) 申立人は、A 市 B 支所で初めて国民年金の加入手続を行った時に、職員から「さかのぼって 2 年間の保険料を納付できる。」と言われたことを鮮明に記憶していること、v) オンライン記録により、61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料について、国民年金の加入手続を行った直後の同年 3 月 7 日に付加保険料を含めて納付していることが確認できることから、当時申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立人は、申立期間③の保険料を納付したものと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月、同年7月から44年1月までの期間及び44年3月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月
② 昭和42年7月から44年1月まで
③ 昭和44年3月から46年3月まで

私は、昭和44年2月にA市役所のB課C業務担当職員として勤務した当時、同市役所の国民年金課から、自分の国民年金保険料が未納であることを知らされ、それをきっかけとして、申立期間①及び②について、20歳までさかのぼって保険料を一括納付したはずであるが、未納期間があるほか、手続をした記憶が無い申請免除期間があるとされている。

また、申立期間③については、私が昭和44年3月に結婚し、同年4月に夫の転勤に伴い、D市E地区に転居してから、同市役所E出張所で国民年金手帳に現金を添えて納付していたはずであるが、未納期間及び申請免除期間があるとされている。

申立期間は、間違いなく保険料を納付していたはずなので、正しい納付記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、未納であった申立期間の国民年金保険料をA市役所内にあった銀行の出張所において、昭和44年3月に一括納付したとしている上、申請免除期間と記録されている42年7月から43年3月までの期間及び43年10月から44年1月までの期間について、免除の申請をした記憶が無いとしているところ、i) 申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)には、申立人が44年3月17日に過年度納付をした記載が見ら

れるものの、納付期間は、42年4月から同年6月までの3か月のみである上、申立期間のうち、過年度納付が可能な42年*月（20歳到達）までさかのぼっていないことは不自然であること、ii) 申立人が納付したとする申立期間に係る保険料相当額は、当時の保険料相当額と一致していること、iii) 申立人が保険料を納付したとする44年2月ごろ、A市役所内には国庫歳入金を扱う銀行の出張所があったことが確認でき、過年度保険料の納付が可能であったこと、iv) 申立人がその当時勤務していた会社の給与額について元社員から証言が得られたところ、A市商工会議所の統計データから、その給与額は、当時のA市内の民間事業所の平均給与水準並であったこと、v) 申立人は、申立期間当時、高額なミシンを分割払いで購入したことを記憶していることなどから推定すると、申立人が申請免除手続をするような経済状況であったとは考え難いことから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したものと考えることは不自然ではない。

2 申立期間③について、申立人は、申立人の夫の転勤に伴い、D市に転居した後、同市E出張所において、国民年金手帳に現金を添えて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、i) 同市の発行する広報誌により、昭和44年4月1日からE出張所の取扱業務に「年金印紙売さばきおよび検認」が追加されたことが確認できること、ii) 同市では、国民年金保険料の収納方式を36年から45年ごろまで印紙検認方式であったが、それ以降は納付書方式になったと回答していることなどから、申立人の供述には信憑性^{しんぴょうせい}がみられる。

また、申立人は、昭和44年3月に結婚し、本来であれば任意加入被保険者となるべきところ44年9月にA社会保険事務所（当時）から移管されている申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）の記録には、国民年金強制被保険者資格の喪失年月日は、46年4月1日とされていることが確認できることから、申立人は、結婚後も国民年金強制被保険者資格を有していたものと考えられる。

さらに、申立人の元夫は、申立期間③の期間は共済年金に加入しており、保険料を納付する資力はあったものと考えられることから、申立人が昭和45年度に免除の申請を行うべき事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月1日、資格喪失日に係る記録を40年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を、39年5月から同年9月までは1万円、同年10月から40年1月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から40年1月まで
② 昭和40年2月から41年2月1日まで

申立期間①の昭和39年5月から40年1月までA社に勤務した。また、申立期間②の40年2月からB社に入社し、同社が法人化しC社に名称変更後も勤務した。しかし、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、中学校の同級生を含む複数の同僚は、申立人がA社に勤務していたと供述している上、申立人と一緒に当該事業所の寮に入居したとする同僚は「私は昭和39年4月に入社し、その1か月後のゴールデンウィークごろに申立人が入社と同時に入寮し、翌年の冬に退社退寮し、すぐに別の事業所に転職したと記憶している。」としており、申立期間②に係るB社の事業主は「申立人は前の会社の退職直後の昭和40年2月から当社に勤務した。」と供述していることから判断すると、申立人が昭和39年5月1日から40年1月31日まで当該事業所に勤務していたと認められる。

また、申立人と同様に中学卒業後に当該事業所に入社したとする別の同僚は「自分は昭和 38 年 3 月に中学校を卒業後に入社したが、厚生年金保険の加入記録は勤務期間と一致しており、当時、中学卒業者を毎年採用していたが、全員が入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①前後の昭和 38 年から 40 年までの 3 年間に前述の同僚を含む申立人と同年代の同僚 29 人が各年の 3 月 21 日又は 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた中学校の同級生の同僚は、申立人の紹介で申立期間①中の昭和 39 年 11 月に当該事業所に入社したとするところ、前述の被保険者原票によると、同年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚が記憶する勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致していることから、申立期間①当時、当該事業所では、入退社と同時に厚生年金保険の被保険者資格の得喪手続を行っていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、申立人と同年代の同僚に係る当該事業所における社会保険事務所（当時）の記録により、昭和 39 年 5 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 40 年 1 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により当該事業所は平成 3 年 12 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから供述を得られないが、当該事業所に係る被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間②について、当時の事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間②に B 社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、前述の事業主は「昭和 39 年から個人経営の事業所として B 社を創業したが、41 年 2 月に C 社との商号で法人化し自分が取締役就

任するまでは、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述しており、商業登記簿謄本によると、C社は昭和41年2月1日に設立されていることが確認できる。

また、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、C社は昭和41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、B社という名称での適用事業所としての記録は無く、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、前述の事業主は「個人経営の事業所であった申立期間②当時は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、C社が法人化する前から勤務していたとする一人からは、法人化以前に厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人が申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年6月1日まで

昭和32年11月1日からB社に勤務していたが、社命により37年4月1日にA社に異動した。両会社の事業主は同一人で、同じ事務所を使用して仕事を行っていた。厚生年金保険の加入記録では、A社での資格取得年月日は37年6月1日となっており、2か月間加入記録が確認できなかったため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、B社において昭和32年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年4月1日に同資格を喪失後、同年6月1日にA社において被保険者資格を再取得しており、同年4月及び同年5月の申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用について両事業所では、「申立期間当時の資料が無く、申立人の在職の事実や保険料控除を確認することはできない。また、申立期間当時の事業主は、高齢のため申立期間当時のことを覚えていない。」と回答しているため、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったものの、i) 商業登記簿謄本によれば、申立期間当時、両事業所の代表取締役には同一人が就任しており、会社所在地も同一場所となっていることが確認できること、ii) 両事業

所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の事業主欄には、両事業所の代表取締役として同一人の氏名がそれぞれ記載されていること、iii) 申立人は、「異動前も異動後も勤務場所及び業務内容は変わらなかった。」と供述しているところ、複数の同僚は、「B社とA社は、同じ事務室内で事務を行っており、会社ごとに仕切りで区分されてはおらず、席は混在していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において、同一企業グループであるB社からA社に異動したものと考えられる。

また、申立期間前後に両事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚13人に照会したところ、全員から回答があり、このうち7人は、「申立人は、B社とA社において、継続して勤務していた。申立期間はA社に勤務していた。」と供述している上、当該同僚のうち、申立人と同様にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、A社において被保険者資格を再取得するまでに2か月間の未加入期間がある同僚一人は、「私は、B社で事務を担当し、その後、A社のC事務所でも事務を担当したが、この間に退職したことは無く、給与額が変わった記憶も無いので、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支部(現在は、C事業所D支所)における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年5月1日まで

昭和37年4月1日付けでE省F局(現在は、G省H局)からA事業所B支部に出向し、厚生年金保険被保険者の資格も取得したと理解していたところ、社会保険事務所(当時)から、被保険者資格の取得日が38年5月1日となっているとの回答をもらった。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所の辞令及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和37年4月1日から同事業所B支部に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和37年4月1日にE省F局からA事業所B支部に出向し、当初から同事業所において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、オンライン記録により抽出したE省(現在は、G省)及びI省(現在は、J省)から同事業所B支部へ38年以降に出向した10人のうち9人については、採用発令日と厚生年金保険被保険者の資格取得日とが同日付けであることが確認できる上、申立人と同様に被保険者資格が欠落している同僚一人も「国からの出向者は、採用と同時に厚生年金保険に加入し、給与から保険料は控除されていた。途中から厚生年金保険に加入した覚えは無

い。」と供述しており、同事業所B支部では、出向して来た職員については、採用時に厚生年金保険被保険者とする取扱いを行っていたものと推認できる。

さらに、K共済組合連合会では、「申立人がA事業所に出向していた昭和37年4月1日から40年3月31日までの期間は、復帰希望職員としてK共済組合の組合員であったが、同時に重複して厚生年金保険の被保険者でもあった。」と回答している。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和38年7月1日付けの昇級辞令書及び同年5月の同事業所B支部における社会保険事務所の記録により、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時のK職の出向者に対する取扱いを定めた書類は確認できないため、不明と回答しているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和38年5月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年4月から38年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

平成4年4月1日付けで、A社B支店から同社C支店に異動したが、4年3月については厚生年金保険に未加入となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されたことが確認できる給与明細書を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、A社が保管する職員台帳及び発令通知により、申立人が同社に継続して勤務し（平成4年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成4年2月のオンライン記録及び申立人が保管する同年3月の給与明細書の厚生年金保険料控除額により、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年5月1日）及び資格取得日（昭和36年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を36年5月から同年9月までは6,000円、同年10月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から同年11月1日まで

A社には、昭和35年10月から42年11月まで継続して、住み込みでC業務を担当していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者名簿によると、A社において昭和35年10月9日に同保険の被保険者資格を取得し、36年5月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得しており、36年5月から同年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時、当該事業所で申立人と一緒に住み込みでC業務を担当していた同僚は、「申立人は、申立期間も継続して私と一緒に働いており、休んだことも無かった。」と述べており、厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、自身が記憶する勤務期間のすべてについて厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者名簿により申立期間以前から継続して当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、「申立人は、申立期間も休むことなく勤務していた。当該事業所では従業員全

員が厚生年金保険に加入していた。」と述べており、当該複数の同僚は、自身が記憶する入社日から退職日まで厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、当該事業所において、申立期間当時はD業務を担当しており、申立期間以降の昭和41年2月からは、申立人と同じく住み込みでC業務を担当していたとする者は、「私が住み込みでC業務を担当した時も、厚生年金保険に加入していた。私の夫は、当該事業所で12年間勤務し、当初の数期間は期間雇用であったが、その期間もすべて厚生年金保険に加入していた。」と述べているところ、当該夫婦が記憶する自身の厚生年金保険の被保険者期間とオンライン記録により確認できる同保険の加入記録は、すべて一致している。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間及びその前後の期間については、毎年一定の期間について厚生年金保険の被保険者となっていることから期間雇用者であったと思われる者を除いて、複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいないことから、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年4月及び同年11月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年5月から同年9月までは6,000円、同年10月は7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、当時の資料は無いため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、また、仮に喪失届が提出されていない場合には算定基礎届が提出されているはずであり、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業部の資格取得日に係る記録を昭和50年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から同年4月1日まで

A社には、昭和45年4月に入社して以降、退職まで途切れることなく勤務していた。50年3月21日付けでA社のD事業部からC事業部へ転勤となったが、申立期間は、間違いなく同社の社員であったので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する採用、異動及び退職に関する辞令、同僚の供述並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に申立期間において継続して勤務し（昭和50年3月21日にA社D事業部から同社C事業部へ異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C事業部における昭和50年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

昭和46年4月5日にD社（現在は、C社）に採用され、62年3月31日に退職するまで子会社のA社B工場に勤務していたのに、46年8月1日から同年9月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する源泉徴収票及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、C社に照会したところ、「申立人は、工場勤務の正社員であり、当社のOB会に所属し、企業年金にも加入している。申立人が勤務していたA社B工場は当社の子会社工場であり、雇用契約は当社と継続していた。」と回答しているところ、申立人の所持する給与明細書により、申立期間は、D社から給与が支給されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金

保険料控除額から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額の記事については、18万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間当時の出勤簿兼賃金台帳の厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立期間の標準報酬月額に誤りがある。出勤簿兼賃金台帳のとおり訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間において、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は16万円と記録されていることが確認できるが、申立人が所持する出勤簿兼賃金台帳で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、共に18万円であり、当該期間の標準報酬月額を18万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから確認することができないが、このほかに確認でき

る関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①のうち平成13年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額記録については、17万円に訂正することが必要である。

また、申立人のB社における申立期間③に係る標準報酬月額記録については、17万円に訂正することが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る申立期間①のうち平成13年7月から同年9月までの期間及び③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年12月4日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年6月20日から同年10月21日まで
② 平成13年10月21日から同年12月4日まで
③ 平成13年12月4日から15年12月1日まで

申立期間①及び③はC社に勤務していたが、社会保険庁(当時)が記録する標準報酬月額は当時の給与支給額を下回っている。

両申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書等を保管しているので、両申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②はC社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認でき

る給与明細書等を保管しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び③の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち平成13年7月から同年9月までの期間については、申立人が保管する同年8月分から同年10月分までの給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（16万5,080円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（17万円）に見合う厚生年金保険料（1万4,747円）を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間①のうち平成13年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書から、17万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち平成13年6月については、申立人が保管する同年7月の給与明細書に記載された給与支給額（7万609円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（9万8,000円）より低額である上、給与から厚生年金保険料も控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間③のうち平成13年12月から15年3月までの期間については、申立人が保管する14年10月分から同年12月分までの給与明細書により、申立人が、当該各月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（16万5,080円）の支払いを受け、同年9月から同年11月まで、報酬月額に基づく標準報酬月額（17万円）に見合う厚生年金保険料（1万4,747円）を、事業主により給与から控除されていたことが認められる上、申立人が保管する当該期間の預金通帳により、給与明細書が保管されている期間の給与振込額（13万8,413円）が、給与明細書が保管されていない期間の給与振込額とほとんどの期間で合致していることが確認できることを踏まえると、当該期間のうち13年12月から14年8月までの期間及び同年12月から15年3月までの期間においても、申立人が、当該各期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（16万5,080円）の支払

いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（17万円）に見合う厚生年金保険料（1万4,747円）を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間③のうち平成15年4月から同年11月までの期間については、申立人が保管する15年6月分の給与明細書により、申立人が、同月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（16万5,080円）の支払いを受け、同年5月について報酬月額に基づく標準報酬月額（17万円）に見合う金額（1万1,543円）を上回る厚生年金保険料（1万4,747円）を、事業主により給与から控除されていたことが認められる上、申立人が保管する当該期間の預金通帳により、同年4月の給与振込額（13万8,413円）が、給与明細書が保管されている同年6月の給与振込額と合致していることが確認できることを踏まえると、当該期間のうち同年4月及び同年5月においても、申立人が、同月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（16万5,080円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（17万円）に見合う金額（1万1,543円）を上回る厚生年金保険料（1万4,747円）を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

この一方で、当該期間のうち平成15年7月から同年11月までの期間については、D市が保管する同年分の給与支払報告書に記載された給与支払金額（186万7,211円）が、当該期間の報酬月額を上記で認定した同年1月から同年6月までの報酬月額より1万円高額な17万5,080円とした場合の合計額（186万5,880円）とおおむね合致するとともに、同報告書に記載された社会保険料等の金額（23万7,886円）が、上記で認定した同年1月から同年6月までの社会保険料等控除額の合計額（13万7,862円）に、同年7月から同年11月までの標準報酬月額を17万円として算出した社会保険料等控除額の合計額（9万9,315円）を合計した金額（23万7,177円）とおおむね合致することを踏まえると、当該期間については、申立人が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（16万円）を超える報酬月額（17万5,080円）の支払いを受け、同年6月から同年11月まで、報酬月額に基づく標準報酬月額（18万円）より低い標準報酬月額（17万円）に見合う金額（1万1,543円）を、事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、給与明細書及び給与振込額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び③に係る保険料の各事業主による納付義務の履行については、各事業主から回答が得られないが、i) 申立人は、オンライン記録により、A社及びB社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる期間について、「C社に継続して勤務していた。」と供

述していること、ii) 申立人が保管する両申立期間の給与明細書等には、いずれも「C社」と記載されていること、iii) 預金通帳に記載された両申立期間の給与の振込者は、いずれも「C社」であること、iv) 商業登記簿謄本の記録によると、C社及びA社の代表取締役は同一であり、同人の元妻がB社の代表者であることが確認できること、v) オンライン記録により、両申立期間前後にC社及びA社において同保険の被保険者であったことが確認できる者が、「自分はC社で勤務しており、A社で勤務したことは無い。自分がC社で勤務していた期間の社会保険事務担当者は同じ人物であった。」と供述していることを踏まえると、C社、A社及びB社の給与事務及び社会保険事務は一体のものとして行われていたと考えられるところ、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が両申立期間の全期間について一致しないことから、両事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、両事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人が保管する平成13年11月分の給与明細書により、申立人は、同年10月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、申立人が保管する預金通帳により、同年12月の給与振込額が同年11月と同額であったことが確認できることを踏まえると、申立人は、同年11月に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、申立人は、「申立期間②においては、申立期間①及び③と同様にC社に継続して勤務していた。」と供述しており、上述のとおり、C社、A社及びB社の給与事務及び社会保険事務は一体のものとして行われていたと考えられるところ、オンライン記録によれば、C社で厚生年金保険の被保険者であった者が、同社が適用事業所に該当しなくなった平成13年5月2日にA社で資格取得している例が多数確認できる上、このうち一人が「自分はC社で継続して勤務しており、A社では勤務していない。」と供述していることを踏まえると、当時、C社では、同社に勤務する者について、同社又は関連会社が同保険の適用事業所に該当していない期間においては、A社で同保険の被保険者とする取扱いがあったものとするのが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成13年11月分の給与明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主から回答が得られないが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1735

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年2月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月8日から同年3月1日まで
昭和34年11月からA社C支店に勤務し、37年2月8日に同社B支店に転勤したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年2月8日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和37年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1736

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

昭和44年12月から平成14年2月までA社に継続して勤務し、昭和48年3月1日に同社本社から同社B支店に転勤したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事録、人事発令書及び辞令並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年3月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答している一方で、「当時の社会保険事務担当者が、申立人の資格喪失日を誤って届け出た可能性がある。」と供述している上、事業主が資格喪失日を昭和48年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成16年6月から同年12月までは18万円、17年1月から18年2月までは19万円、同年3月から同年7月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人に係る申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額の記録については、平成16年12月22日は15万円、17年7月15日は23万円、同年12月22日は27万円、18年7月25日は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る各標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月1日から18年8月16日まで
② 平成16年12月22日
③ 平成17年7月15日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月25日

平成16年3月から18年8月までA社に勤務していたが、申立期間①について社会保険庁(当時)が記録する標準報酬月額は当時の給与支給額を下回っており、申立期間②、③、④及び⑤については標準賞与額の記録が確認できない。

各申立期間の一部について厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書等を保管しているので、各申立期間について標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が保管する給与明細書で確認できる社会保険料の控除状況から判断すると、当時の控除方式は翌月控除であったと考えられるところ、申立期間①のうち平成16年6月から同年11月までの期間については、申立人が保管する同年9月分及び同年12月分の給与明細書により、申立人が、両月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（11万8,000円）を超える報酬月額（18万円）の支払いを受け、同年8月については、報酬月額に基づく標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料（1万2,222円）を、同年11月についても同額の保険料（1万2,222円）を事業主により給与から控除されていたことがそれぞれ認められ、同年11月については、当該保険料控除額を当時の保険料率で除して求められる報酬月額（17万5,427円）に見合う標準報酬月額が18万円であることが確認できる。この一方で、申立人が保管する16年の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額が、給与明細書が保管されていない同年7月分、同年8月分、同年10月分及び同年11月分の社会保険料等控除額を同年9月分及び同年12月分と同額とし、同年9月分及び同年12月分の給与明細書に記載された社会保険料等控除額、及び申立人が保管する同年12月分の賞与明細書に記載された社会保険料等控除額を合計した額と合致することを踏まえると、当該期間のうち同年6月、同年7月、同年8月、同年10月及び同年11月においても、申立人が、当該各月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（11万8,000円）を超える報酬月額（18万円）の支払いを受け、同年6月、同年7月及び同年9月については、報酬月額に基づく標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料（1万2,222円）を、同年10月についても同額の保険料（1万2,222円）を事業主により給与から控除されていたことがそれぞれ認められ、同年10月については、当該保険料控除額から求められる報酬月額に見合う標準報酬月額が18万円であることが確認できる。

また、申立期間①のうち平成16年12月については、申立人が保管する同月分及び17年1月分の給与明細書により、申立人が、16年12月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（11万8,000円）を超える報酬月額（18万円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（18万円）を上回る標準報酬月額（19万円）に見合う厚生年金保険料（1万3,237円）を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①のうち平成17年1月から同年11月までの期間につ

いては、申立人が保管する同年1月分及び同年12月分の給与明細書により、申立人が、両月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（11万8,000円）を超える報酬月額（18万8,400円）の支払いを受け、同年11月については、厚生年金保険料（1万3,237円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、当該保険料控除額を当時の保険料率で除して求められる報酬月額（18万5,288円）に見合う標準報酬月額が19万円であることが確認できる。この一方で、申立人が保管する17年の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額が、給与明細書が保管されていない同年2月分から同年11月分までの社会保険料等控除額を同年1月及び同年12月と同額とし、同年12月分の給与明細書に記載された社会保険料等控除額、申立人が保管する同年12月分の賞与明細書に記載された社会保険料等控除額、及び源泉徴収票に記載された給与支払金額から算出した同年6月の賞与額（23万円）に見合う社会保険料控除額を合計した額とほぼ合致することを踏まえると、当該期間のうち同年2月から同年11月までの期間においても、申立人が、当該各月においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（11万8,000円）を超える報酬月額（18万8,400円）の支払いを受け、同年1月から同年8月までについては、報酬月額に基づく標準報酬月額（19万円）に見合う厚生年金保険料（1万3,237円）を、同年9月及び同年10月についても同額の保険料（1万3,237円）を事業主により給与から控除されていたことがそれぞれ認められ、同年9月及び同年10月については、当該保険料控除額から求められる報酬月額に見合う標準報酬月額が19万円であることが確認できる。

一方、申立期間①のうち平成17年12月から18年2月までの期間については、申立人が保管する預金通帳に記載された当該期間の給与振込額が、17年9月から同年11月までと同額であることを踏まえると、申立人が、当該期間においてもオンライン記録で確認できる標準報酬月額（11万8,000円）を超える報酬月額（18万8,400円）の支払いを受け、厚生年金保険料（1万3,237円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、当該報酬月額に見合う標準報酬月額及び当該保険料控除額から求められる報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも19万円であることが確認できる。

加えて、申立期間①のうち平成18年3月から同年7月までの期間については、申立人が保管する同年4月分から同年8月分までの給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（11万8,000円）を超える報酬月額（19万8,400円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料（1万4,288円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給与

明細書、源泉徴収票及び給与振込額から、平成 16 年 6 月から同年 12 月まで 18 万円、17 年 1 月から 18 年 2 月までは 19 万円、同年 3 月から同年 7 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っていないとしている上、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が申立期間①の全期間について一致しないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②、④及び⑤については、申立人が保管する平成 16 年 12 月分、17 年 12 月分及び 18 年 7 月分の賞与明細書により、申立人が各月においていずれも賞与の支払いを受け、16 年 12 月については賞与額（15 万円）に基づく標準賞与額（15 万円）に見合う厚生年金保険料（1 万 450 円）を、17 年 12 月については賞与額（27 万円）に基づく標準賞与額（27 万円）に見合う厚生年金保険料（1 万 9,289 円）を、18 年 7 月については賞与額（17 万 5,000 円）に基づく標準賞与額（17 万 5,000 円）に見合う厚生年金保険料（1 万 2,502 円）を、それぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③については、申立人が保管する平成 17 年分の源泉徴収票に記載された給与支払額から、申立人が保管する同年 1 月分及び同年 12 月分の給与明細書で確認できる報酬月額、これらから推認できる同年 2 月から同年 11 月までの報酬月額及び申立人が保管する同年 12 月分の賞与明細書で確認できる賞与額を除いた金額が 23 万円となる一方で、当該金額に見合う社会保険料等控除額に、同年 1 月分及び同年 12 月分の給与明細書で確認できる同控除額、これらから推認される同年 2 月から同年 11 月までの同控除額及び同年 12 月分の賞与明細書で確認できる同控除額を加えた金額が源泉徴収票に記載された社会保険料等控除額とおおむね合致することを踏まえると、申立人が 17 年 7 月において賞与の支払いを受け、賞与額（23 万円）に基づく標準賞与額（23 万円）に見合う厚生年金保険料（1 万 5,617 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収票から、平成 16 年 12 月 22 日は 15 万円、17 年 7 月 15 日は 23 万円、同年 12 月 22 日は 27 万円、18 年 7 月 25 日は 17 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っていないとしている上、オンライン記

録により、当該事業所が社会保険事務所に標準賞与額に係る届出を行ったのは、平成21年8月が最初であることが確認でき、これ以前に当該届出を行った形跡が無いことから、社会保険事務所は、申立人の各申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日とし、申立期間①に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C事業所（昭和40年5月1日にA社B事業所に名称変更）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和39年1月1日）及び資格取得日（昭和40年7月1日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を昭和39年1月から40年4月までは3万6,000円、同年5月及び同年6月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月29日から同年3月1日まで
: ② 昭和39年1月1日から40年7月1日まで

昭和18年に入社後、45年に閉所により退職するまで、A社に継続して勤務していた。

申立期間①については、昭和35年3月1日付けの異動辞令により、A社B事業所から同社D本社へ転勤となった時期である。

申立期間②については、E社へ出向していた時期に当たるが、給与は引き続きA社から支給されており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと記憶している。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録、A社の人事記録の記載内容及び複数の同僚の供述内容から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年3月1日にA社B事業所から同社D本社（厚生年金保険はA社C事業所において加入）へ異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和35年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和35年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録、A社D本社の給与事務の担当者及び社会保険に係る届出事務の担当者の供述内容、並びにE社の総務事務担当者の供述内容から判断すると、申立人は、A社に在籍したままE社に勤務し（昭和38年11月18日から40年5月25日までE社の取締役として勤務、同年5月26日以降はA社D本社に勤務）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における同職種の同僚に係る社会保険事務所の記録により、昭和39年1月から40年4月までは3万6,000円、同年5月及び同年6月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る昭和 39 年 1 月から 40 年 6 月までの保険料の納入の告知を行
っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付
されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、
事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認
められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月27日から同年4月1日まで
昭和34年3月から平成10年8月までの期間、A社に継続して勤務していたが、昭和45年3月の厚生年金保険の加入記録が欠落していた。

A社B営業所から同社C工場への異動に伴う事務処理ミスと思われるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社B営業所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B営業所における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立人については、B営業所の資格喪失日に係る届出の誤りがあったと思われる。」と回答している上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和45年3月27日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1740

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年1月21日まで
申立期間当時、A社に勤務していたが、標準報酬月額が同社の破産後において、さかのぼって減額訂正されていた。
申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成9年1月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、その後の同年3月6日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(28万円)が、7年10月1日までさかのぼって17万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、複数の同僚は「A社のB業務兼C業務担当として勤務していた。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から28万円とすることが必要と認められる。

北海道厚生年金 事案 1741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日から同年7月1日まで
平成18年12月1日から19年6月30日までの期間、A社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が退職日当日となっているため、同年6月が未加入となっていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A社に平成19年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成19年6月分の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無いため、不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を平成19年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る19年6月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 工場の資格取得日に係る記録を 34 年 4 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 35 年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 34 年 4 月から同年 9 月までは 4,000 円、同年 10 月から 35 年 4 月までは 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
母の知人の紹介で、C 事業所に採用となり、厚生年金保険に加入していたはずなので、記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が勤務していたとする C 事業所は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができず、A 社でも「申立期間当時の関係書類が無いため、C という名称の工場等があったか否かは不明である。」と回答している。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚等 5 人は、全員、A 社 B 工場において厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できること、及びそのうちの複数の同僚の供述から、申立人が勤務していたとする C 事業所は、当該事業所の傘下にあった D 工場であったことが認められる。

2 申立人が従事した業務に関する申立人の具体的な供述、申立人が提出した昭和 35 年 1 月に D 工場前で撮影されたことが確認できる記念写真（写し）、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚等5人のうち4人は、申立人が提出した前述の記念写真（写し）に写っており、全員、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、同記念写真（写し）に写っていない同僚一人についても当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は「昭和33年7月1日に臨時社員として採用された後、翌年の4月になって主任から厚生年金保険料を給与から控除するとの説明を受けた。」と供述しているところ、前述の申立人が名前を挙げた申立人と年齢の近い同僚（昭和14年*月*日出生れ）は「昭和30年ごろから当該事業所にアルバイトで入社し、申立人が入社してからは同じE作業を行っていた。A社が組織変更した33年9月1日に臨時社員になり、同時に厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、申立人は、申立期間当初はアルバイトで入社し、途中から臨時社員になったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和34年4月1日から35年5月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と年齢が近く同職種であった前述の同僚の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和34年4月から同年9月までは4,000円、同年10月から35年4月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月から35年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和33年7月1日から34年4月1日までの期間について、申立人は当該期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたとの供述を行っていない。

また、A社及び申立人が名前を挙げた同僚等5人からは、当該期間において申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける具体的な供述等を得ることができず、このうち、申立人と年齢が近い同僚は、

「最初はアルバイトで入社し、臨時社員になったと同時に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1431

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成2年10月まで

昭和63年*月に20歳になり、国民年金の納付書が郵送されてきた。私は、成人になったら公的年金の保険料を納付することが常識と思っていたので、納付を始めた。仕事はアルバイトや見習社員だったので国民年金に加入した上、保険料の納付は母親が金融機関に行く時に納付してもらった。

保険料を払えない時は親に立て替えてもらい納付してきたはずなので、申立期間の保険料納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付については申立人の母親が行っていたとしているが、その母親は加入手続をした記憶が無いとしているため、申立人の国民年金の加入状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺番号の被保険者状況調査等により、平成3年10月ごろに払い出されていることが推認できる上、申立人の所持する国民年金手帳、オンライン記録及びA市が保管する被保険者名簿には、申立人の国民年金の資格取得年月日は同年1月10日と記録されていることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、A市が保管する被保険者名簿には資格取得が「新規」となっていることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年6月まで

私は、昭和43年6月にA社を退職した際に国民年金に加入した。

加入手続は妻が行い、納付も妻が行ってくれた。保険料は妻がB市役所に行き、国民年金手帳で納付してくれたが、現在手帳は所持していない。申立期間の前後の期間は納付しているので、未加入の空白期間があることが疑問である。申立期間について、国民年金保険料を納付した事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年9月13日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、オンライン記録により、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続と同時期と考えられる同月1日付けで国民年金の資格を喪失し、申立期間は未加入期間となっている上、申立人の保険料を納付したとするその妻も、申立期間は、厚生年金保険被保険者期間及び未加入期間となっていることが確認できる。

また、B市が保管する国民年金被保険者名簿兼検認カードによると、申立人は、昭和44年7月21日に国民年金の資格を取得しており、申立期間のうち同年4月から同年6月までの検認記録欄には、「不要」の印が押されていることが確認できることから、当該期間の保険料は納付されていないものと推認される。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、納付金額や納付時期などについての、申立人及びその妻の申立期間の保険料の納付に関する記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

社会保険事務所(当時)から納付書が届いたので、私の夫が昭和63年12月から平成元年3月までの私の国民年金保険料を一括納付してくれたはずであるが、社会保険事務所から、元年1月から同年3月までの保険料は3年8月7日ごろに納付されているため、時効納付による還付をしているとの回答があった。

しかし、当該還付金を受けた記憶も無く、還付金が振り込まれたとする当時の預金口座の通帳を確認したが、入金記録は確認できなかったため、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の保険料の納付は、その夫が行っており、申立人自身は直接関与していない上、申立人の夫も、申立期間当時の保険料の納付及び還付に関する記憶が明確ではない。

また、申立人は、昭和63年12月から平成元年3月までの保険料を1枚の納付書により一括納付したと供述しているが、オンライン記録により、当時の納付書は月単位で発行されていることが確認でき、申立人の供述と一致しない上、申立人の申立期間の国民年金保険料について、オンライン記録上、平成3年8月ごろ納付されていることが確認できることから、当該保険料については時効成立後に納付されたものと考えられる。

加えて、申立人は、還付手続を行った記憶は無いと供述しているが、当該オンライン記録により、平成3年11月28日に指定口座に還付金の振込手続が行われていることが確認できる(申立人から提出された預金通帳写しにより、当該口座が申立人の夫名義の口座であることを確認)ことから不自然な状況はみ

られず、還付が行われていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、還付された金額（2万3,100円）は、申立期間の保険料金額と一致しており、ほかに充当すべき国民年金保険料の未納期間が存在していないことから、当該還付事務処理は適切に行われたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年9月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年9月まで

私は、平成2年*月に60歳に達し、国民年金被保険者資格を喪失した直後に、A社会保険事務所(当時)から連絡(文書であったと記憶しているが定かではない。)があったので、すぐにB市C区役所で国民年金(付加年金を含む。以下同じ。)の任意加入手続を行った。その保険料についてはD銀行E支店(現在は、F銀行G支店)の窓口で納付したと記憶している。また、加入手続を行った時には国民年金手帳を持参しなかったが、数か月たってから同手帳に加入記録を同区役所で記載してもらったと記憶している。

申立期間の国民年金について、加入記録及び保険料納付記録が記載されていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「60歳に達した直後に、A社会保険事務所から連絡があった。」と供述しているが、当時、社会保険事務所では、国民年金被保険者が、60歳に到達した月の翌月に、期間満了日等を記載した「国民年金のお知らせ」のはがきを郵送していたことが確認できることから、60歳到達直後に連絡があったとする申立人の供述と一致しない。

また、申立人は、「平成2年2月に国民年金の任意加入手続を行った。」としているが、申立人が現在所持している国民年金手帳に記載されている住所等から、当該手帳は昭和61年4月ごろに交付されていたものと確認できる上、申立人の60歳以降の資格記録については、当該手帳に平成2年10月15日資格取得と記録されており、B市が保管する国民年金被保険者名簿の資格取得年月日の記録と一致していることから、「平成2年2月に手続を行った。」とする申立人の供述と一致しない。

さらに、申立人が、申立期間についての国民年金の加入手続を行ったこと、及び当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が明確でない上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から同年9月まで

私の国民年金加入手続等は、私の母親が行ってくれていたはずであるが、申立期間については、私がA町役場（現在は、A市役所）の臨時職員として勤務していた時期であるので、国民年金に加入していたはずであるにもかかわらず、国民年金の未加入期間とされている。昭和38年4月に国民年金の資格喪失手続を行ったという記憶は無いので、申立期間が未加入期間とされている理由及び当該期間に係る保険料納付の事実の有無について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格記録について、昭和38年4月1日に資格を喪失したものとされている。

また、申立人自身は、その国民年金の加入手続、保険料納付及び免除申請手続等に一切関与していないほか、自身の国民年金保険料納付の有無についても承知していない。

さらに、申立人の国民年金加入手続等を行ってくれたとする申立人の母親は、既に他界している上、その母親が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る申立人の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年7月までの期間及び13年4月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から同年7月まで
② 平成13年4月から14年3月まで

私は、申立期間当時はA町の実家に在住しており、病気療養中だったことから、平成12年に自宅を訪れた民生委員に、同年4月から13年3月までの期間の免除申請手続きを行ってもらったと記憶しているが、申立期間①が国民年金保険料の未納期間と記録されている。

また、申立期間②については、私はアルバイトをしており低所得であったことから、平成13年に自宅を訪れた民生委員に免除申請手続きを行ってもらったと記憶しているが、当該期間は、国民年金保険料の未納期間と記録されている。

申立期間①及び②について、国民年金保険料の申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「平成12年に自宅を訪れた民生委員に同年4月から13年3月までの期間の免除申請手続きを行ってもらった。」と述べているが、A町が保管する申立人の平成12年度の国民年金保険料免除申請書により、申立人の免除申請手続きは、平成12年9月28日に行われていることが確認でき、制度上、保険料の免除は申請日の属する月の前の月までしか認められないことから、当該期間の保険料については免除申請ができなかったものと考えられる上、申立人及び当該免除申請手続きに同席し国民年金保険料免除申請書に記載したとする申立人の母親から、免除申請手続きを行った時期についての明確

な供述は得られない。

また、申立期間②については、申立人及びその母親から当該期間に係る免除申請手続に関する具体的な供述が得られない上、当該期間の国民年金保険料免除申請書については、A町及び管轄するB社会保険事務所（当時）で受理した形跡が無く、同町では、申立人の平成11年7月から12年3月までの期間及び12年8月から13年3月までの期間に係る国民年金保険料免除申請手続の申請日とその承認日が適切に記録されていることが確認できることから、行政側の記録管理の不備は特段うかがわれない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から10年3月まで

私は、昭和63年5月に会社を退職し、自営業を始めた当初は多忙であったが、仕事が順調になってきたころ、国民年金の担当者が私の会社を訪れ、国民年金の加入を勧めたことから、平成4年4月ごろに国民年金に加入した。

国民年金保険料は、当初、会社の経理担当者に納付を任せており、その経理担当者が退職した以降、会社を訪問して来た集金に自分自身で納付していたことを記憶しているので、申立期間の保険料納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年ごろに戸別訪問による加入勧奨を受けて国民年金に加入し、当初、会社の経理担当者に納付を任せており、その経理担当者が退職した以降、会社を訪問して来た集金人に自分自身で納付していたと主張しているものの、申立人の国民年金の加入手続状況及び保険料納付状況に係る記憶は明確でなく、その経理担当者も既に死亡していることから、当時の具体的な状況については不明である。

また、A市では、申立期間当時、国民年金の戸別訪問による加入勧奨の実施の有無については不明としており、国民年金保険料の収納については、被保険者に対し納付書を発行した上、区役所又は金融機関で毎月納付させる収納方式を採用していたとしていることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、i) 申立人は、オレンジ色の年金手帳を所持していたが、その手帳は現在紛失していることから、申立人の国民年金被保険者資格記録を確認することができないこと、ii) A市の国民年金被保険者名簿には申立人の記録が無いこと、iii) オンライン記録には申立人の国民年金加入記録が無い上、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことなどから、申立期間は、

国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間は72か月と長期間であり、申立期間以外にも複数の未加入期間が認められるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和41年3月3日にA市B地区（現在は、A市C区B地区）で婚姻を契機に、国民年金に加入した。当時は、D店を同年7月から開業したことから、仕事が忙しく、国民年金の加入手続及び保険料の納付は私の妻に任せていた。

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が、昭和43年ごろに保険料の集金人から、未納であった申立期間の保険料がさかのぼって払えることを聞いたので、その集金人に申立期間の保険料をまとめて納付した。当時の領収書は紛失しているが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳は、その記載事項により昭和42年12月20日に発行されたことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はそのころに行われ、当該手帳に記載された資格取得年月日（昭和36年4月1日）は、その時点からさかのぼって記載されたものと推認できる。

また、申立人は、国民年金保険料は申立人の妻が納付していたとして自身は関与していないことからその妻に聴取したところ、その妻は昭和43年ごろ、未納であった申立期間の国民年金保険料をまとめて集金人に納付したと供述しているものの、その時点では、申立期間の大部分は時効により、保険料を納付することができない期間である上、A市では、過年度保険料は原則として金融機関でしか納付できないとしていることから、その妻が申立期間の保険料を集金人に納付したものは考え難い。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、申立人が昭和43年

に昭和 41 年度の保険料を一括して過年度納付したことを示す納付年月日の記載が確認できることなどから、申立人の妻は、43 年の時点で過年度納付が可能な期間の保険料をさかのぼって納付したものと推認できる。

加えて、申立人の妻は、昭和 43 年以降、さかのぼって保険料を納付した記憶が無いことから特例納付したことも考え難い上、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から同年9月まで

私は、会社を辞めた昭和44年3月ごろ、A市B出張所（現在は、A市C区役所）で国民年金加入手続を行うと同時に、その窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずであると記憶している。

未納とされている申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が唯一所持し、国民年金加入手続時に受け取ったとする国民年金手帳は、その記載事項により昭和46年12月14日に発行されたことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はそのところに行われ、当該手帳に記載された資格取得年月日（昭和44年3月1日）は、その時点からさかのぼって記載されたものと推認できる上、申立人の所持する「納付書・領収証書」により、44年10月から46年3月までの国民年金保険料相当額が確認できることから、申立人が国民年金に加入した時点で、時効完成前までの期間の保険料をさかのぼって納付したものと推認できる。

また、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の国民年金保険料は、特例納付（第1回特例納付：昭和45年7月1日から47年6月30日まで実施）によるほかは納付することができないが、申立人には特例納付を行った記憶が無い上、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）にも特例納付が行われたことを示す形跡は見当たらない。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納

付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月

私は、平成16年4月から、国民年金保険料を1か月ごとに、コンビニエンスストア、郵便局又は銀行で納付していた。17年の年末調整時には、納付した保険料の領収書を確認しており、間違いなく納付していたはずなので、未納期間とされている申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年4月から毎月欠かさずに、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立期間の保険料納付場所に係る申立人の供述はあいまいであり、納付場所を特定することができない。

また、オンライン記録により、申立人が主張するとおり、申立期間前後の納付年月日から、毎月初旬に給料が支給された段階で保険料が納付されていた規則性はうかがえるものの、平成16年5月の保険料は、同年6月の給料から納付されており、それ以降、毎月初旬に前月の保険料が納付されている状況からみて、申立期間の保険料は、翌月の17年4月に支給された給料から納付されるべきところであるが、当該オンライン記録では、17年4月の保険料が同月に納付されていることが確認でき、この時点で申立期間の保険料が未納となりながらも、16年12月の保険料に係る17年1月の領収書から同年12月までの領収書自体は欠けることなく連続していたことから、申立人は年末調整の時点で不自然さを感じなかったものと推定できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1743

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 26 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 58 年 10 月から平成 7 年 3 月まで A 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち 2 人は、申立人が申立期間当時、A 社において勤務していたとするものの、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、当該事業所において昭和 59 年 9 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、申立期間に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、代表取締役は申立人について、退職を理由に昭和 59 年 5 月 26 日を資格喪失日として厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を行うとともに、健康保険証を返納している記録が確認できる。

さらに、当該事業所の当時の事務責任者であった会長は、現在、病気療養中であるほか、当時の事務担当者も「当時の状況を記憶していない。」と供述していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない上、当該事業所では、「保管している前述の通知書から、申立人は申立期間には雇用しておらず、厚生年金保険料も控除していなかったと思う。」と回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、健康保険の整理番号*番で昭和 59 年 5 月 26 日に被保険者資格を喪失後、同年 9 月 1 日に整理番号*番で被保険者資格を取得していることが確認できる上、いずれの厚生年金保険被保険者記号番号も同一であり、申立人が申立

期間において厚生年金保険被保険者であった形跡は見当たらない。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月ごろから24年10月1日まで
昭和23年5月ごろにA社B工場に入社し、25年12月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
同工場に勤務していた叔父の紹介で入社したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する同僚と写っている写真及び複数の同僚の供述から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社B工場に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和26年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚16人のうち、当該事業所を紹介したとする叔父を含む12人は死亡又は連絡先不明により申立人の厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない上、連絡の取れた4人のうち2人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、記憶する入社時の7か月から12か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該二人からは厚生年金保険に加入するまでの間に保険料を控除されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚10人に照会したところ、入社時期の供述が得られた6人のうち4人は、入社時の2か月から14か月後に厚生年金保険の被保険

者資格を取得していることが確認できることから、当時、事業主は、従業員を入社時から一律に厚生年金保険に加入させず、職種、身分等何らかの基準により従業員ごとに加入の判断を行っていたものと推認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人は当該事業所において昭和24年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と符合する。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月から 33 年 12 月まで
② 昭和 40 年 9 月 5 日から 41 年 2 月 10 日まで
③ 昭和 47 年 1 月 20 日から同年 2 月 24 日まで

申立期間①はA社B出張所、申立期間②はC社でD作業員として勤務した。また、申立期間③は昭和 46 年 2 月にE社F出張所に入社し、47 年 2 月 23 日まで勤務した。しかし、申立期間①から③までの厚生年金保険の加入記録が確認できない。

いずれの事業所も厚生年金保険と健康保険に加入することが雇用条件であったはずなので、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚は、申立期間①中にA社B出張所が存在していたとするものの、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、オンライン記録によると昭和 45 年 5 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の本社であるA社においても、当時の資料が保存されていないとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態等について関連資料等を得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できず、連絡先も不明のため供述を得

ることができない上、オンライン記録により昭和 35 年 6 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる 10 人に照会したが、申立期間①当時から勤務していたとする 4 人は、いずれも申立人について記憶しておらず、当該 4 人からは、申立期間①中に厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、複数の同僚が記憶する当時の出張所長二人は、オンライン記録によると、申立期間①は、当該事業所の本社である A 社において厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、このうち連絡の取れた一人からは申立人の勤務実態等について具体的な供述が得られなかった上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

- 2 申立期間②について、適用事業所名簿及びオンライン記録において、申立ての所在地における C 社及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、当該事業所の商業登記簿の記録も確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人は、生年月日が不明のため個人を特定することができず、申立人の勤務実態等について供述を得ることができない上、雇用保険被保険者記録においても、申立期間②において C 社に係る申立人の雇用保険加入記録は確認できない。

さらに、オンライン記録において申立期間②より前に申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる G 社の複数の同僚は、「当時、H 社 I 事業所の請負会社であった G 社の下請けとして C 社という事業所があった。」とするものの、当該事業所の事業主を含む従業員に係る供述は得られなかった。

加えて、当該事業所の元請事業所と思われる H 社の I 事業所及び関連事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②前後に申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の記録は確認できない。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、E 社 F 出張所は昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の上部機関である E 社（現在は、J 社）K 支店においても、当時の資料は保存されていないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、事業所名は確認できないものの、申立人が昭和 46 年 2 月 4 日に資格取得し、47 年 1 月 19 日に離職している記録が確認でき、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険の取得日及び喪失日（離職の翌日）と符合する上、申立人は申立期間③において当該事業所とは別の事業所における雇用保険の加入記録が確認できる。

さらに、前述の被保険者原票には、申立人が昭和 47 年 1 月 20 日に厚生年

金保険の被保険者資格を喪失後、同年1月22日に健康保険証を返納している記録が確認できる上、申立期間③において雇用保険加入記録が確認できる別の事業所名に係る被保険者原票にも、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は既に死亡しており、他の一人も病氣療養中である上、オンライン記録により申立期間③に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる9人に照会したが、連絡の取れた4人は申立人を記憶しておらず、申立人の当該事業所における勤務実態等について供述を得ることができず、このうちの3人は、自身が記憶する勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していると供述している。

- 4 すべての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する事業所における厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

また、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 58 年 1 月 31 日まで
申立期間については、実兄が経営するA社に勤務していた。

また、厚生年金保険被保険者記録では、勤務したことの無い事業所において厚生年金保険被保険者記録があるが、私が勤務していたのはA社だけであるので訂正してほしい。

さらに、受け取っていた給与の額は、昭和 54 年 5 月から同年 7 月までは 25 万円、その後 20 万円になり、だんだんと少なくなったことから退職したが、記録されている標準報酬月額よりも多かったので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和 54 年 5 月 1 日から同年 8 月 26 日まではB社において標準報酬月額 9 万 2,000 円、同年 9 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まではC社において標準報酬月額 9 万 2,000 円、同日から 57 年 6 月 26 日まではC社において標準報酬月額 9 万 8,000 円、同年 7 月 1 日から 58 年 1 月 31 日まではD社において標準報酬月額 9 万 8,000 円と記録されているが、申立人は、申立期間については、実兄が経営するA社において勤務していたと主張し、その勤務事業所及び標準報酬月額について事実と異なっているとして訂正するよう申し立てている。

2 申立人の勤務場所に関する供述、及び申立期間前後においてA社に勤務していた者の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないが申立

期間ごろにおいて、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が勤務していたと主張する申立人の実兄が経営するA社は、申立人の実兄が経営していたD社が名称変更により平成2年4月13日に厚生年金保険の適用事業所となったものであり、申立期間当時に当該事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成6年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主である申立人の実兄は既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人及び申立期間の前後において当該事業所に勤務していた者の供述から判断すると、当該事業所は、専従者が二人前後のほか学生アルバイトが数人であったと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられるところ、申立期間及びその前後の期間において同業の各事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる9人に照会し4人から回答が得られ、そのうち二人が「申立期間当時、同業の各事業所の従業員数が少数であった場合は、複数の事業所がまとまって適用事業所の届出をしていた。」と供述している。

加えて、当該事業主及び申立人と同様の勤務をしていたと推認できる者のオンライン記録においても、申立人と同じ適用事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する事業所における厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 標準報酬月額について、申立人は申立期間当時に受け取っていた給与額よりも低額で記録されていると主張していることについては、前述のとおり、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主である実兄も死亡している上、申立期間当時の資料は保存されていないことから、申立人に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人と同様の勤務をしていたと推認できる者の標準報酬月額の推移は、申立人の標準報酬月額の推移とおおむね一致している上、申立期間において同業の各事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人について標準報酬月額を確認したところ、申立人と年齢は異なるものの、8万6,000円から16万円までの記録であり、申立人の標準報酬月額が著しく低額である状況も見受けられない。

さらに、申立人は、「給与は事業主（実兄）から受け取っていたが、給与明細は一度も見たことが無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで
昭和 27 年 11 月 1 日に A 社に採用となり 28 年 12 月 30 日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、同年 10 月 1 日に厚生年金保険に加入したようになっており、申立期間に係る加入記録が無い。同社に入社した時から B 職として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) A 社に入社した経緯及び同僚に関する供述が具体的であること、ii) 申立人から提出のあった、同社社屋等を背景に同僚と共に撮影された写真に記載されている撮影年月日が申立期間中の日付であることから判断すると、勤務の始期は特定できないものの、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所は、昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、死亡又は所在不明のため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

また、申立人が、当該事業所に一緒に入社したとして名前を挙げた同僚二人についても、死亡又は所在不明のため供述を得ることはできなかったが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該同僚二人は、それぞれ昭和 28 年 3 月 30 日、同年 10 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 15 人に照会したところ、回答があった 8 人のうち 3 人は、本人の記憶している入社年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日が 7 か月から 1 年 6 か月相違しており、このうち一人は、「当該事業所では、厚生年金保険に加入するには、一定の基準を設けていた。私は、C 職として採用となったが、入社当初から厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所では、採用後一定期間をおいてから厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票によれば、申立人は、当該事業所で昭和 28 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは被保険者名簿の記録と一致する。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月ごろから35年10月ごろまで

申立期間においてA社B支店C営業所に在籍し、D社E事業所でF業務を担当していた。厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人はA社B支店C営業所（厚生年金保険の適用は、A社B支店において一括適用）に在籍し、E事業所でF業務を担当していたと申し立てているが、i) 申立人が名前を挙げた同僚二人については、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、その所在が不明であること、ii) 事業所名簿によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の支店長の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、当該事業所に在籍していた同僚15人に照会し、12人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記回答があった12人のうちの1人で、同社B支店G営業所でH職であった者は「当時、申立人のような業務に従事していた者の多くは臨時採用であり、厚生年金保険は未加入であったと思う。」と供述しており、また、申立人と同じ同社B支店C営業所で作業係に従事していた別の一人は「昭和28年ごろから、申立人が従事していたとするF作業は下請け業務となり、それ以降の作業所責任者及び作業員は厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 27 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年12月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「申立期間の事業所を退職後すぐに再就職しようとは考えていなかった。」と供述している上、申立期間の事業所を退職後、昭和53年まで国民年金への加入及び保険料の納付を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難いことから、退職時に脱退手当金を請求することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 40 年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 45 年 5 月 21 日まで

昭和 38 年 4 月から A 社(後に「B 社」に名称変更)に勤務し、40 年 6 月ごろから 45 年 5 月 21 日まで C 社に勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録によると、申立期間①については厚生年金保険の加入記録が無いとのことである。申立期間①当時は給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②について、オンライン記録では、厚生年金保険の脱退手当金が支給された期間となっているが、脱退手当金は請求したことも無いし、受け取った記憶も無いので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A 社は昭和 40 年 11 月 1 日に、また、C 社は 40 年 10 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所に該当していないことが確認できる上、B 社は平成 19 年 7 月 1 日に、C 社は昭和 59 年 4 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、申立期間①当時における両事業所の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、当該事業所における同僚として 3 人の名前を挙げている

が、これらの者は死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についての供述を得ることができない。

さらに、昭和40年10月1日から45年5月21日までにC社及びA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した88人のうち、生存及び連絡先が判明した14人に照会したところ、9人から回答があり、i) そのうち5人が申立人のことを記憶していたものの、申立人を記憶していた者のうち職種の異なっていた一人は、「自分が入社した昭和40年8月31日ごろから41年3月31日まで一緒に勤務していた。」と供述しているが、その他の4人は、「申立人が勤務していた期間は分からない。」と供述していること、ii) 申立人を記憶していた者のうち二人がC社が厚生年金保険の適用事業所となる以前に入社したと供述しているものの、これらの者の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当該事業所が適用事業所となった日と同一であるとともに、被保険者資格取得日以前の期間について厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人はC社で昭和40年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間①を含む昭和36年4月から40年3月までは国民年金保険料の申請免除期間、同年4月から同年9月までは国民年金保険料の納付済み期間となっている。

その上、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、脱退手当金を受給していないと主張しているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年7月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1751 (事案 542 及び事案 543 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 25 日から 33 年 1 月 18 日まで
② 昭和 33 年 4 月 28 日から 34 年 1 月 15 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 1 日から 42 年 1 月 15 日まで

申立期間①及び②についてはA社(現在は、B社)C支店に勤務し、申立期間③についてはD社)に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨第三者委員会に申し立てたところ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとの結果が通知された。

新たに、当時の写真が見付かったので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、i) B社C支店では当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を確認できないこと、ii) 申立人が当時、一緒に勤務していたと主張する営業所長及びその妻は死亡又は病気のため照会できない上、申立人が名前を挙げた同僚等二人に照会しても回答が得られず、申立人の勤務状況について確認することができないこと、iii) 両申立期間においてA社C支店で被保険者であった者5人に照会したものの、申立人が両申立期間において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、申立期間当時のものとする数枚の写真を提出しており、そのうちの1枚には「E」という事業所名称が確認されたため、オンライン記録、F及びG社会保険事務所(当時)の事業所名簿を調査したと

ころ、同一名称の適用事業所が1社確認されたが、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は昭和40年5月1日であり、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人についてi)昭和32年5月10日被保険者資格取得、同年6月25日被保険者資格喪失、ii)33年1月18日被保険者資格取得、同年4月28日被保険者資格喪失と記載されているのみであり、両申立期間においては申立人の名前は記載されておらず、同名簿において健康保険の整理番号にも欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間③に係る申立てについては、i)D社は、平成3年4月1日に全喪しており、当時の事業主は入院中のため照会を行うことができないこと、ii)申立人が一緒に勤務していたとする同僚のうち二人は厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、複数の同僚が「申立人は個人事業主であった。」と供述していることを踏まえると、申立人は、申立事業所において、個人事業主として取り扱われたものと考えられること、iii)申立人は、H社I営業所がD社に名称変更した当初は個人事業主ではなかったものの、その2年10か月後の39年2月1日にH社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点では個人事業主として取り扱われたものと考えられること、iv)申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、当初、申立期間③の期間について、「昭和39年2月1日から41年4月1日まで」としていたものを「昭和39年2月1日から42年1月15日まで」に変更しているため、今回、申立事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載内容をすべて確認したが、当該被保険者名簿及び当該被保険者原票にも申立人の名前は無く、当該被保険者名簿及び当該被保険者原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これらのことを踏まえると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、すべての申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1752

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 12 日から同年 11 月 5 日まで

申立期間はA県B市C地区にあったD事業所にアルバイトのE職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料の給与からの控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県公安委員会及びB保健所に照会したところ、申立期間当時、申立ての地域において、名称が「D」又は「F」である施設が存在し、その営業者はG社であったとの回答があった。

しかしながら、事業所名簿によると、B市C地区に所在するD事業所、F事業所又はG社が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無く、商業登記簿謄本の記録により、G社の代表取締役であったことが確認できる者についても、オンライン記録によれば、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務状況、当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、申立人が申立期間に係るものであると主張する事業所名称の記載が無い昭和48年7月分から同年11月分までの給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、同年7月は100円、同年8月から同年10月までは200円であるところ、報酬月額に見合う標準報酬月額に当時の保険料率を乗じて算出し

た厚生年金保険料額は、同年7月は912円、同年8月及び同年9月は1,596円、同年10月は1,824円であり、各月の控除額は控除されるべき厚生年金保険料額よりも著しく低額である上、同年11月については保険料が控除されていないことが確認できることから、当該給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月15日から同年10月1日まで
昭和37年5月15日から平成4年12月31日まで、A市B局に勤務した。
当該事業所における勤務期間のうち、昭和37年5月15日から同年9月30日までは臨時的任用職員として勤務し、同年10月1日に本採用となり、同日からA市職員共済組合の被保険者となった。
当該事業所の臨時的任用職員として勤務した期間について、厚生年金保険の加入状況を確認したところ、加入記録が無かった。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市B局の人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、「当局では、申立期間当時、本採用となり、A市職員共済組合の被保険者資格を取得するまでの研修期間の職員について、臨時的任用職員として雇用していた。しかし、当時の関係書類が無いため、臨時的任用職員の厚生年金保険の取扱いについては、不明である。」と回答している上、当時の社会保険事務の担当者も特定できないことから、申立人の厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同期入社と同職種の同僚で、生存が確認できる10人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、いずれも厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、これら同僚10人のうち8人は、「臨時的任用職員として勤務した期間の厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」と供述しているほか、残り二人は、「臨時的任用職員として勤務した期間については、厚生年金保険に加入していなかったと

思う。」と供述しており、いずれの同僚からも申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間の前後にA市職員共済組合の被保険者として記録が確認できる同僚59人（申立人を含む。）について、臨時的任用期間における厚生年金保険の加入状況をみると、昭和39年6月以前に同共済組合の被保険者となった同僚54人は、いずれも厚生年金保険の被保険者として記録が確認できないのに対し、同年8月以降に同共済組合の被保険者となった同僚5人は、いずれも厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる。

このことから、当該事業所では、昭和39年8月以降に同共済組合の被保険者となった職員から、臨時的任用職員として勤務した期間について厚生年金保険に加入させるようになったものと推測され、申立人については、37年10月に同共済組合の被保険者となっていることから、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から30年8月まで

昭和28年の春ごろ、A社（現在は、B社）の社員から、C作業所でD職として働いてほしいと言われたのがきっかけで、当該作業所で申立期間において働いていた。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している作業所の写真(写し)及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、A社がE省F局G部から受注し、H事業を行っていたC作業所においてD職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所では「申立期間当時の書類は無く、当時勤務していた者も現在はいないため、申立人の申立期間当時における勤務状況等については不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間当時の勤務状況等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚等6人のうち、唯一所在が確認できた同僚は「申立人は、夏季だけH事業に携わっていた期間雇用者であった。私は昭和29年8月から当該事業所に勤務し、翌年の30年5月に正社員になったが、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、同年8月1日であることを考えると、申立人が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得したとは思えない。」と供述している上、オンライン記録により、当該事業所において申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚も「当該事業所に昭和26年ごろから勤務したが、入社後すぐに厚生年金保険被保険者資格を取得しなかつ

た。」と供述している。

さらに、申立人は、当該事業所においては正社員であったと申し立てているものの、「昭和28年10月ごろ、E省F局の指示でI地区に行き、J業務等を行っていた。29年6月ごろにC作業所に戻り、D職としてH事業に携わっていた。」と供述していること、及び申立人が記憶している前述の同僚等6人のうち唯一所在が確認できた同僚の「申立人は夏場だけH事業に携わっていた期間雇用者であった。」と供述していることを踏まえると、申立人が当該事業所において正社員であったとは考え難い。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は記録されておらず、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、オンライン記録により、申立期間当時にE省F局関係で厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるE省F局K作業所及びG部において、申立人の名前が記録されているか否かについて確認したが、いずれの適用事業所においても申立人の名前は無かった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 31 年 9 月まで
② 昭和 31 年 10 月から 32 年 9 月まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務しており、両申立期間とも健康保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いので、加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたと申し立てているA社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、商業登記簿においては、昭和 27 年 8 月 1 日に設立されたことが確認できるものの、設立当時の代表社員の所在は確認できず、C町商工会でも「当該事業所は、昭和 46 年ごろまでは営業活動を行っていたらしいが、既に廃業しており、事業主の所在も不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時における勤務状況等について確認することができない。

また、申立人は、同僚二人の名字しか記憶していないため、オンライン記録では当該同僚を特定することができないため、申立人の申立期間①当時における勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、B社は、オンライン記録では昭和 39 年 11 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の事業主の所在が確認できないほか、商業登記簿においても平成8年6月1日に解散しており、解散時における役員の所在が確認できない上、C町商工会でも「当該事業所は、昭和35年ごろまでは営業活動を行っていたらしいが、既に廃業しており、事業主の所在も不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②当時における勤務状況等について確認することができない。

また、申立人は、同僚二人の名字しか記憶しておらず、このうちの一人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前の記載が無く、他の一人は同名簿に名前の記載はあったものの、所在が不明であることから、申立期間②当時の申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は17人確認でき、この中で所在が確認できた二人に照会したところ、いずれも「申立人の記憶は無い。」と供述している上、そのうちの一人は「当該事業所は従業員の出入りが激しく、常時10人ぐらいの店員がいたと思うが、全員が厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」と供述しており、このことは同人が記憶している同僚10人のうち、同名簿において被保険者資格を取得している者は5人しかいないことが確認できることを踏まえると、当該事業所では申立期間②当時において、従業員全員に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったことがうかがわれる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間②において申立人の名前は無く、一方、整理番号の欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

その上、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月から30年3月20日まで

申立期間については、A町にあったB社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元事業主の娘及び申立人が記憶している同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、上述の元事業主の娘及び同僚のいずれもが「当該事業所は、申立期間当時、従業員が二人ほどの個人商店で、事業主夫婦を含め4人ぐらいで商売を行っていた。」と供述しており、当該同僚は「私は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

なお、オンライン記録により、上述の同僚は、申立期間当時、公的年金の被保険者であった記録は無いことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚3人は、上述の同僚一人を除くと名字しか記憶していないため、オンライン記録では個人を特定することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所の元事業主は既に死亡しており、商業登記簿も存在しないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていた

ことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。